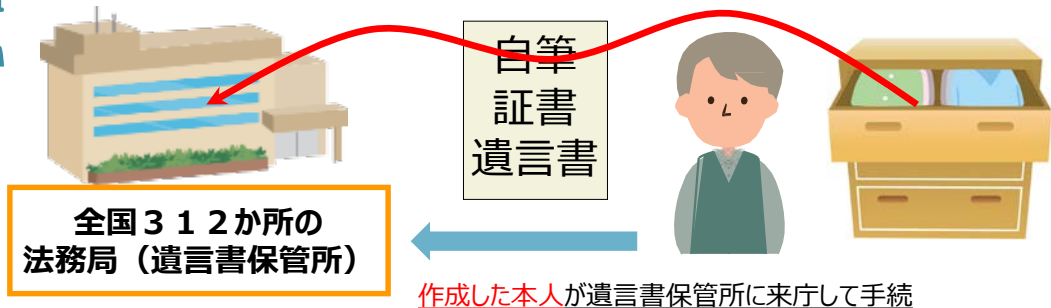


# 2 自筆証書遺言書保管制度の概要

自筆証書遺言を作成した者は、法務大臣の指定する法務局（遺言書保管所）に遺言書の保管を申請することができます。



遺言者の死亡後、相続人や受遺者らは、法務局(遺言書保管所)において、以下の手続をすることができます。

- ・遺言書の保管の調査（「遺言書保管事実証明書」の交付請求）
- ・遺言書の写しの交付請求（「遺言書情報証明書」の交付請求）
- ・遺言書の閲覧（遺言書の閲覧請求）等

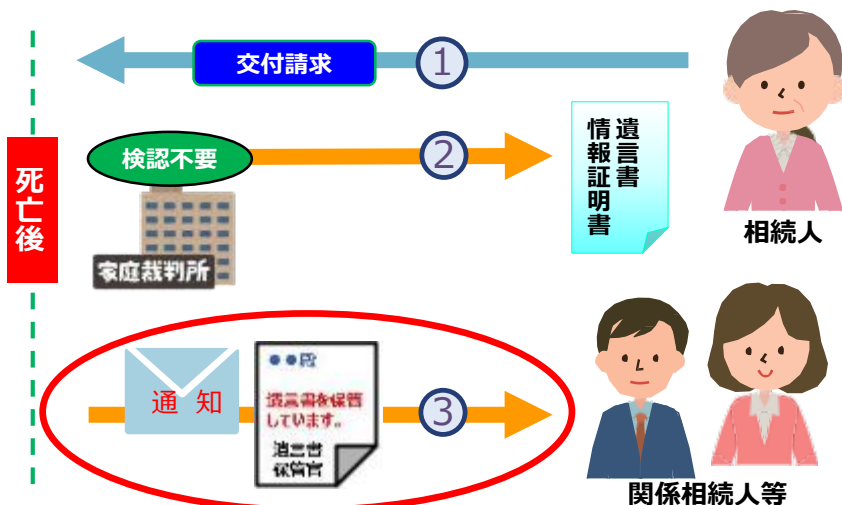
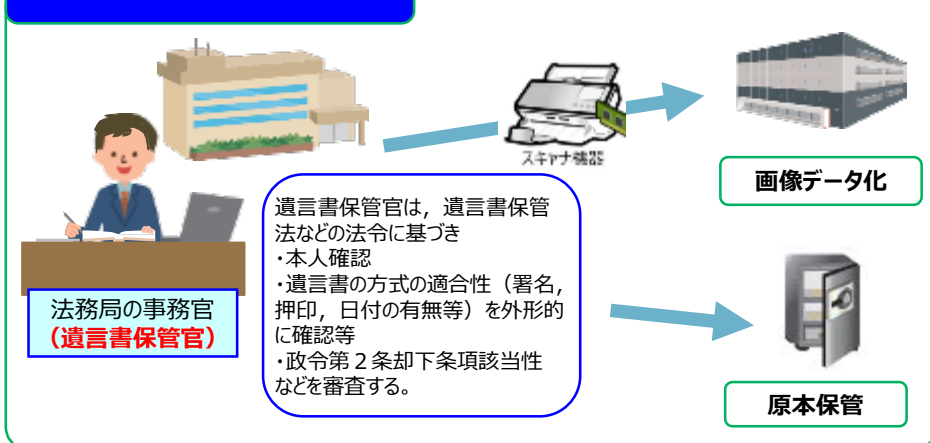
## ①「タンス保管」から「法務局保管」へ

全国312か所の法務局（遺言書保管所）の遺言書保管官が、遺言書保管法などの法令に基づき審査した後、法令で定められた期間大切に保管します。また、画像データ化した遺言書情報を共有していますので、遺言者の死亡後、関係相続人等は、保管申請がされた法務局（遺言書保管所）以外でも証明書等の交付請求をすることができます。

## ②法務局が「検認」の「通知機能」を担う

保管申請をした自筆証書遺言書は、関係相続人等の一部から、「遺言書の開封」に相当する証明書や閲覧の請求がされた後、遺言書保管官が他の関係相続人等に、遺言書を保管している旨の通知をします。手続に約1～2か月を要する、煩雑な家庭裁判所における「検認」を経る必要がありません。

## 法務局（遺言書保管所）



## 【遺言書保管法の趣旨】

法第1条 法務局における遺言書の保管及び情報の管理に関し必要な事項を定めるとともに、その遺言書の取扱いに関し特別の定めをするもの。

## 2 自筆証書遺言書保管制度の概要

重要

### 「法務局ができること」と「法務局ができないこと」

法務局ができること（本制度のメリット） ○		法務局ができないこと ×
遺言者の死亡前	遺言者の死亡後	
①法務局（遺言書保管所）において自筆証書遺言書原本及びデータを，長期大切に保管するので，本人による紛失や亡失の防止，第三者による破棄や改ざんがなくなること	①本制度を利用した自筆証書遺言書は家庭裁判所における検認が不要であって，各相続人が遺言書情報証明書の交付を受けることにより，これまでのような検認を受けた原本の相続人等間での持ち回りがなくなること	①遺言書の内容等について法務局が相談に応じること・関与すること →自筆証書遺言書は遺言者自身が作成するものであり，遺言書の内容及び具体的な作成方法については弁護士，司法書士などに相談し，公正証書遺言によりたいときは公証人に相談する。
②遺言者の住所地，本籍地，遺言者が所有する不動産の所在地のいずれかを管轄する法務局に遺言書の保管の申請ができること	②これまで遺言書の原本を必要としていた相続登記手続や，銀行での各種手続において，遺言書情報証明書，遺言書保管事実証明書を使用していただけを制度として想定していること	②保管した遺言書の有効性を保証すること →遺言書の内容について，法務局が有効性を保証するものではないので，関係相続人等間で争いが生じたときの解決は，裁判所において行う。
③自筆証書遺言の方式について，遺言書保管官が，外形的な確認（全文，日付及び氏名の自署，押印の有無等）をするので，この不備による無効原因がなくなること	③相続人等が遺言書情報証明書の交付を受けたりした場合などには，その他の全ての関係相続人等に対して関係遺言書が保管されている旨の通知がされること	③保管の申請を郵送や代理で行うこと →保管の申請は，本人の法務局への来庁が必要（遺言書保管官が本人確認をする。）。遺言者死亡後の証明書の請求は郵送可能。
	④手続の順番をお待ちいただくことのないよう，法務局手続き案内予約サービスを一元管理するシステムにより，24時間365日申請等の予約をすることができること（業務時間中は，電話により法務局職員による予約代行を依頼することができる。）。	

## 2 自筆証書遺言書保管制度の概要



### 法務局においてできる本制度の手続一覧

項目	手数料	遺言者の生存中					遺言者の死亡後										
		遺言者				関係 相続人等	関係 相続人等				関係相続人等以外の者						
		本人	法定 代理人	任意 代理人	郵送		本人	本人	法定 代理人	任意 代理人	郵送	本人	法定 代理人	任意 代理人	郵送		
遺言書の保管申請	3900円	○	×	×	×	×											
遺言者の住所等の変更の届出	-	○	○	×	○	×											
遺言書の保管申請の撤回	-	○	×	×	×	×											
遺言書の閲覧 ※保管ファイルの記録を含む。	原本1700円 コピー1400円	○	×	×		×	○	○	×		×	×	×				
申請書等の閲覧	1700円	○	×	×		×	□	□	×		×	×	×				
撤回書等の閲覧	1700円	○	×	×		×	△	△	×		×	×	×				
遺言書情報証明書の交付	1400円	×					○	○	×	○	×	×	×	×	×		×
遺言書保管事実証明書の交付	800円						○	○	×	○	○	○	×	○	○	○	×

#### 関係相続人等とは・・・

- ①遺言者の相続人（相続欠格者，廃除者，放棄者を含む。以下左記の者等をまとめて「相続欠格者等」という。）
- ②遺言書に記載された者で遺言書保管法第9条第1項第2号，第3号に定める者（受遺者等，遺言執行者等）

- 関係相続人等から上記相続欠格者等を除いた者，閲覧する申請書等に記載されている受遺者又は遺言執行者
- △ 遺言者の相続人，撤回された遺言書に記載されていた受遺者又は遺言執行者

## 2 自筆証書遺言書保管制度の概要



遺言書保管制度における自筆証書遺言と公正証書遺言の主な項目（比較表）

	遺言書の作成者	検認手続の要否	証人の要否	遺言書の保管場所	廃棄, 滅失, 隠匿, かいざんの恐れ	自書できない人の作成	不備による無効の可能性	費用	自宅や病院への出張の可否
自筆証書遺言	遺言者	必要	不要	自宅等	あり	不可	あり	不要	不可
遺言書保管制度 (自筆証書遺言書)	遺言者	不要	不要	法務局 (遺言書保管所)	なし	不可	あり 方式不備は低い	3,900円	不可 遺言書保管官
公正証書	公証人	不要	必要	公証役場	なし	可	低い 内容・方式	公正証書作成手数料 + 証人日当 + 出張料(公証役場外)	可 公証人